

生物・生態系調査分析作業部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宝塚市環境審議会規則（平成9年規則第2号）第6条の規定に基づき、生物・生態系調査結果を分析するための組織の設置を定めるものである。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、宝塚市環境審議会（以下「審議会」という。）内に、生物・生態系調査分析作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 作業部会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生物・生態系調査結果を分析するために必要な事項に関すること。
- (2) 前号のほか、第1条の趣旨を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 作業部会は、委員3人以内をもって組織する。

2 作業部会の委員は、宝塚市環境基本条例第24条第4項の委員のうちから、審議会会長が指名する。

3 作業部会の委員の任期は、令和5年10月31日までとする。

(委員長)

第5条 作業部会に部会長を置き、作業部会に属する委員のうちから、審議会会長が指名する。

2 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

(報酬)

第6条 作業部会の委員報酬については、次のとおりとする。

- (1) 部会長 日額11,300円
- (2) 委員（知識経験を有する者の中から選任された委員） 日額10,500円
- (3) 前号を除く委員 日額8,500円

(議事)

第7条 作業部会は、部会長が招集する。

2 作業部会は委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第8条 会議の公開の取扱いについては、宝塚市環境審議会の公開について（平成12年3月27日施行）第2条を準用する。

(庶務)

第9条 作業部会の事務は、環境政策課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、別に部会長が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年7月6日から施行する。

(規程の廃止)

第2条 この規程は、令和5年10月31日をもって廃止する。

委員名簿

区 分		氏 名	所 属
部会長	知識経験者	遠藤 知二	神戸女学院大学名誉教授
委員	知識経験者	栃本 大介	神戸女学院大学非常勤講師
委員	市民公募委員	今住 悦昌	丸山湿原群保全の会代表